

案

令和 5 年度

石垣都市計画土地区画整理事業の変更

(石垣市決定)

計画書

石垣空港跡地土地区画整理事業

計 画 書

石垣都市計画土地区画整理事業の変更（石垣市決定）

都市計画石垣空港跡地土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	石垣空港跡地土地区画整理事業			
面 積	約 47.9ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	3・3・30号	一般県道石垣空港線
			3・4・31号	旧空港跡地線
			3・4・33号	真栄里南大浜線
			3・4・34号	3・4・34号線
			3・5・35号	3・5・35号線
			3・5・36号	3・5・36号線
			3・5・37号	3・5・37号線
			3・5・38号	3・5・38号線
			3・5・39号	3・5・39号線
			3・5・40号	3・5・40号線
3・5・41号	3・5・41号線			
			これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	

		<p>上記都市計画道路を基幹に、地区内用地の利便性を向上させるために区画街路を配置し、適正な街区を形成する。また、排水確保及び歩行者の利便性を考慮し、特殊街路（歩行者専用道路）を配置する。</p> <p>その他、地区内については、防災拠点として防災力の向上、高齢者をはじめ誰もが快適で安心できる歩行者空間の形成及び市の玄関口として良好な道路景観形成のため、無電柱化を推進する。</p>			
公共施設の配置	公園及び緑地	種別	名称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		近隣公園	防災公園 3・3・〇（仮称）		
	調整池機能を有する緑地を、地区幹線道路（3・4・34号及び3・5・38線）に面し配置する。				
	その他の公共施設	<p>下水道については、汚水は「石垣処理区」にあり、八島汚水中継ポンプ場を経て石垣西浄化センターに流下する。雨水は、県道石垣空港線北側の流域は、石垣新川川上流水路へ流下、または県道石垣空港線の道路側溝へ流下する。県道石垣空港線の南側流域は地区内に位置する調整池に導き、流量調整後、地区外の下水道管に接続し、多田浜海岸へ流下する。本事業に併せ、道路計画に基づき公共下水道として適宜配置する。</p> <p>上水道については、本事業に併せ、道路計画に基づき適正に配置する。</p>			
	宅地の整備	<p>宅地の整備については、一般県道石垣空港線や市道旧空港跡地線沿いに公益系施設用地、医療・福祉系施設用地、商業系施設用地を配置し、日常・災害時にも多様な人にとって安心・快適な街づくりを推進する。また、防災公園に近接して観光・産業系施設用地、観光・文化系施設の土地利用を勘案し、適宜設計する。このため、街区の規模は用途を勘案し、約4,400㎡～約40,000㎡とする。</p>			

「施行区域は計画図表示のとおり」

（理由）

市街地東部に位置する空港跡地は、国有地・県有地が大半を占める広大な公有地である。その土地利用については、市はもとより、八重山圏域の発展のための大きな種地として有効活用が望まれる地区である。空港跡地においては行政・医

療・福祉・防災等の都市機能が配置された新しい拠点としての役割が計画されている。これらのまちづくり、土地利用を実現するため、土地区画整理事業の導入により具体化するものである。

なお、本都市計画における石垣空港跡地土地区画整理事業の実施が環境に与える影響については、沖縄県環境影響評価条例に基づく「旧空港跡地土地区画整理事業環境影響評価準備書」に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する。